

「紋別市 子ども・子育て支援事業計画」骨子（案）

第1章 計画の策定にあたって

- 1 計画策定の目的
- 2 計画の位置づけ
- 3 計画の期間
- 4 子ども・子育て支援新制度の概要

第2章 紋別市の子ども・子育てを取り巻く現状と課題

- 1 紋別市における子ども・子育てに関する現状
- 2 現行計画（紋別市次世代育成支援行動計画後期計画）の総括

第3章 計画の基本的な考え方

- 1 計画の基本理念
- 2 計画の基本目標
- 3 施策の体系
- 4 重点プロジェクト(重点的視点)

第4章 計画の目標値等

<必須記載事項>

- 1 教育・保育提供区域の設定
- 2 幼児期の学校教育・保育事業提供体制について(量の見込み、提供体制の確保、内容、実施時期)
- 3 地域子ども・子育て支援事業提供体制について(量の見込み、提供体制の確保、内容、実施時期)
- 4 幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び当該学校教育・保育の推進に関する体制の確保の内容

<任意記載事項>

- 5 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保
- 6 子どもに関する専門的な知識や技術を有する支援に関する都道府県が行う施策との連携
- 7 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携

第5章 計画の推進

- 1 計画の推進主体と連携の強化
- 2 計画の進行管理

資料編

- 1 紋別市の子ども・子育てを取り巻く状況
- 2 計画策定の経過

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の目的

市における子ども・子育て支援サービスの需給量の見込みや提供方策等をきめ細かく計画するとともに、「次世代育成支援」の基本的な考え方を踏襲し、住民や教育・保育従事者、地域、行政が協働で取り組んでいく施策・事業の方向を明らかにするために策定。

2 計画の位置づけ

子ども・子育て支援法第61条に規定する「市町村子ども・子育て支援事業計画」。

内閣府から示された「子ども・子育て支援法に基づく基本指針」に即して、「教育・保育提供区域」ごとの各年度の「子どものための教育・保育給付」の需給量の見込み、「地域子ども・子育て支援事業」の需給量の見込み、それらの提供体制確保策を定めます。また、認定こども園に代表される教育・保育の一体的提供を図るための方策を定めます。

なお、本市においては、市町村における子育て支援施策が、子ども・子育て支援関連三法や児童福祉法のみならず、保健・医療、雇用、住環境など、まちづくりの中で総合的な視野で実施していくことが重要と考えられるため、次世代育成支援後期計画で掲げた各分野における施策の方向性についても、本計画で位置づけます。

3 計画の期間

平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度
子ども・子育て支援事業計画〔第1期〕									
↑必要に応じ 中間見直し				見直し	子ども・子育て支援事業計画〔第2期〕				

4 子ども・子育て支援新制度の概要

対象	保育の必要性の認定	サービス			
		施設型給付	地域型保育給付	地域子ども子育て支援事業	
				放課後児童クラブ	その他
0～2歳で毎日型の保育サービスが必要	3号認定	保育所・認定こども園 長時間部 (紋別・みどり・渚滑 保育所、紋別中央保育 園)	自治体の認証・認定 保育施設 (小規模保育、家 庭的保育事業等)		病後児保育 (H27 予定)、ファミリ ー・サポート・セ ンター
0～2歳で毎日型の保育サービスは必要なし					地域子育て支援セ ンター、一時保育、 ファミリー・サポ ート・センター
3～5歳で毎日型の保育サービスが必要	2号認定	保育所・認定こども園 長時間部 (紋別・みどり・渚滑 保育所、紋別中央保育 園)	自治体の認証・認定 保育施設 (小規模保育、家 庭的保育事業等)		病後児保育 (H27 予定)、ファミリ ー・サポート・セ ンター
3～5歳で幼児教育ニーズ	1号認定	幼稚園・認定こども園 短時間部 (紋別藤幼稚園、紋別 幼稚園、紋別大谷幼 稚園)			預かり保育 (紋別藤幼稚園、 紋別幼稚園、紋別 大谷幼稚園)、 ファミリー・サポ ート・センター
小学生で毎日型の保育サービスが必要				放課後児童クラブ (紋小、潮小、南小、 大谷なかよし)	ファミリー・サポ ート・センター

第2章 紋別市の子ども・子育てを取り巻く現状と課題

- 1 紋別市における子ども・子育てに関する現状
- 2 現行計画（紋別市次世代育成支援行動計画後期計画）の総括

第3章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念

【現行計画での基本理念】

盛り込むべき視点は何か？

豊かな心で親も子ども、みんな未来をつなぐまち

2 計画の基本目標

【現行計画での基本目標】

盛り込むべき視点は何か？

- 1 地域における子育ての支援
- 2 配慮が必要な子どもと子育て家庭への支援
- 3 子育て家庭への健康確保と増進
- 4 家庭・地域・学校の教育環境の充実
- 5 安心・安全な生活環境の整備

3 施策の体系

【現行計画での施策の体系】

- 1 地域における子育ての支援
 - (1) 次代を担う人づくり
 - (2) 子育て家庭への支援
 - (3) 保育所サービス等の充実
 - (4) 仕事と子育て両立の推進
- 2 配慮が必要な子どもと子育て家庭への支援
 - (1) 児童虐待防止対策の充実
 - (2) ひとり親家庭の自立支援の推進
 - (3) 障害児施策の充実
- 3 子育て家庭への健康確保と増進
 - (1) 子育て家庭への健康の確保
 - (2) 食育の推進
 - (3) 思春期保健対策の推進
 - (4) 小児医療の充実
- 4 家庭・地域・学校の教育環境の充実
 - (1) 学校教育環境等の整備
 - (2) 家庭や地域の教育力の向上
 - (3) 児童の健全育成の充実
- 5 安心・安全な生活環境の整備
 - (1) 快適な生活環境の充実
 - (2) 交通安全等の推進
 - (3) 子どもに安全なまちづくりの推進

国の基本指針

< 必須記載事項 >

- 4 幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び当該学校教育・保育の推進に関する体制の確保の内容

< 任意記載事項 >

- 1 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保
- 2 子どもに関する専門的な知識や技術を有する支援に関する都道府県が行う施策との連携
- 3 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携

これらを考慮し、再編成。

4 重点プロジェクト（重点的視点）

基本理念を実現するために優先度の高い施策、また第 2 章で見いだされた課題に対する施策を中心に構成。

第 4 章 計画の目標値等

< 必須記載事項 >

1 教育・保育提供区域の設定

市が、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域を設定します。

2 幼児期の学校教育・保育事業提供体制について（量の見込み、提供体制の確保、内容、実施時期）

掲載イメージ

< 1 号認定 >

〇〇区域	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	
①量の見込み	50 人	51 人	47 人	46 人	45 人	
②確保内容	認定こども園	20 人	20 人	20 人	20 人	20 人
	幼稚園	30 人	30 人	30 人	30 人	30 人
②-①	0 人	▲1 人	3 人	4 人	5 人	

必要に応じて、量の見込みに対応する確保方策については別途記載します。

3 地域子ども・子育て支援事業提供体制について（量の見込み、提供体制の確保、内容、実施時期）

掲載イメージ

< 〇〇支援事業 >

〇〇区域	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	100 人 (4 ヲ所)				
②確保内容	90 人 (3 ヲ所)	100 人 (4 ヲ所)	100 人 (4 ヲ所)	100 人 (4 ヲ所)	100 人 (4 ヲ所)
②-①	▲10 人	0 人	0 人	0 人	0 人

必要に応じて、量の見込みに対応する確保方策については別途記載します。

4 幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び当該学校教育・保育の推進に関する体制の確保の内容

<任意記載事項>

- 5 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保
- 6 子どもに関する専門的な知識や技術を有する支援に関する都道府県が行う施策との連携
- 7 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携

第5章 計画の推進

1 計画の推進主体と連携の強化

2 計画の進行管理

紋別市子ども・子育て会議で毎年度点検と評価を行い、その結果、計画に定めた量の見込みと実際の認定状況に乖離がある場合は中間年（平成29年度）をめぐりに見直しを行う旨を記載します。

資料編

- ・ 条例
- ・ 委員名簿
- ・ 計画策定の経過